

# 訓令

## 埼玉県教育委員会訓令第一号

埼玉県教育局  
県立教育機関

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月二十三日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（昭和六十一年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「学校評価」の下に、「地域教育幹」を加える。

別表第二市町村支援部の表義務教育指導課の項の次に次のように加える。

生涯学習推進課	社会教育主事の資格認定を行うこと。	手続法第五条第一項の規定に基づき、審査基準を定めること。	
---------	-------------------	------------------------------	--

別表第二市町村支援部の表生涯学習文化財課の項中「生涯学習文化財課」を「文化資源課」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

### 附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。